（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条　規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ　連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二　前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「株式会社商工組合中央金庫全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条　規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第五項第二号において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第五項並びに第六条第一項第十四号及び第十五号において同じ。）に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ　連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二　連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三　信用リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2)　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　使用する内部格付手法の種類

(2)　内部格付制度の概要

(3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(iv)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）